

(仮称) 市原市教育大綱
《素案》

平成28年5月
市原市

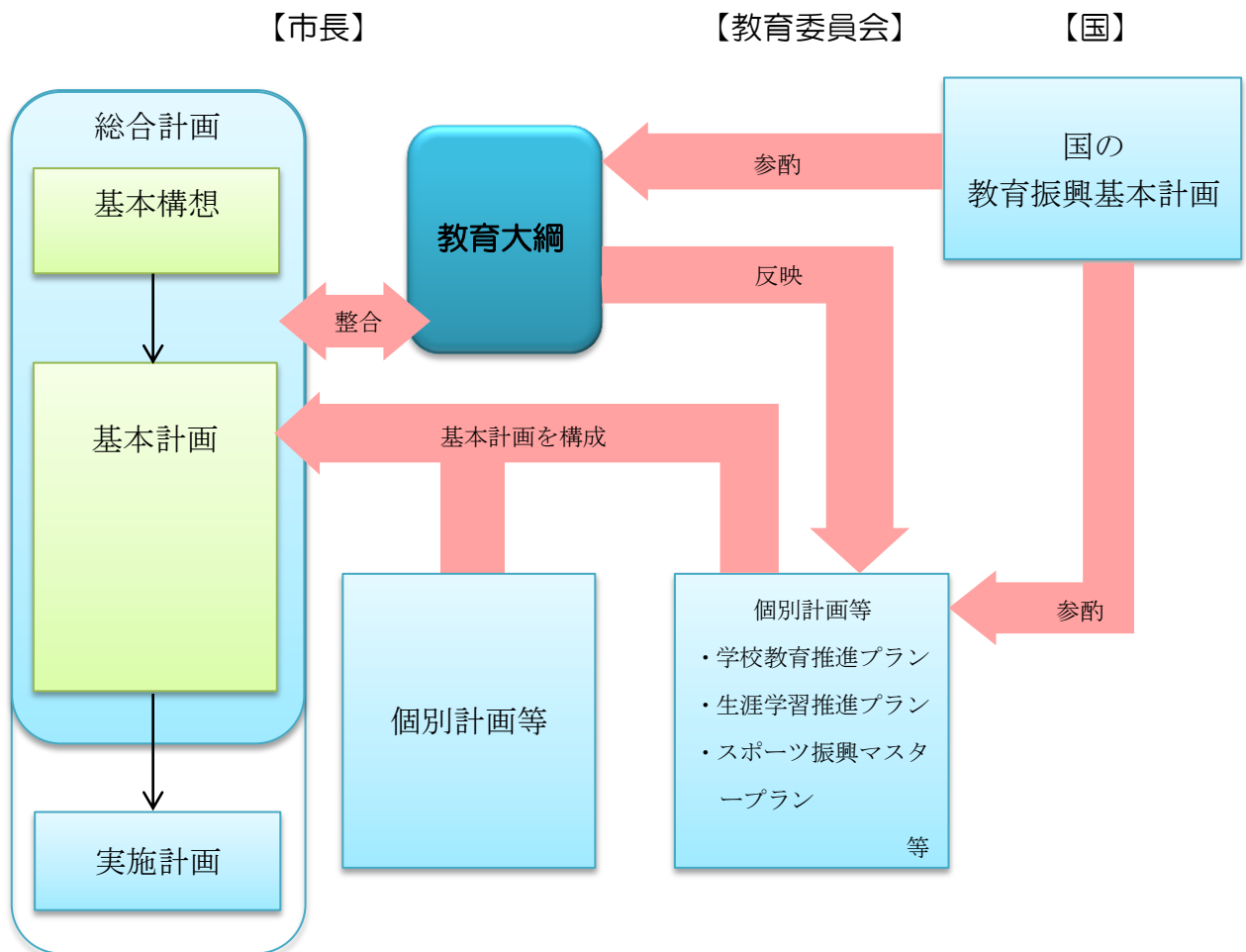
1 策定の趣旨

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、本市の実情に応じた、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

2 位置付け

大綱は、市の総合計画と整合を図るとともに、国の教育振興基本計画を参酌し、本市の実情を踏まえ策定するものとします。

《位置付けのイメージ》



3 基本理念

「未来へつなぐ いちはらの教育」

～ 幼児教育から学校教育、生涯学習へつなぐ確かな教育の実践と、市民の力
「市原力」を教育に活用することにより、一人一人の資質と能力を最大限に伸
ばし、地域への誇りと愛着を持ち社会の中で活躍する人材を育む教育 ～

4 基本目標

基本理念を実現するために、市と教育委員会、さらには学校・家庭・地域等が
共通認識のもとで、取り組むべき目標を次の6つとします。

- ◇ 未来へ飛躍する力の基礎となる確かな学力の養成と幼児教育の
充実
- ◇ 一人一人の個性を生かした、感性豊かな心と健やかな体の育成
- ◇ いじめを許さない体制づくり
- ◇ 思い切り学べる教育環境づくりと支援体制の充実
- ◇ 生涯学習の機会充実と学習成果を生かせる仕組みづくり
- ◇ 多彩な地域資源を活用したスポーツの推進、歴史・文化・芸術の
振興

5 施策の基本的な方針

基本理念の実現に向けて、各分野の基本的な方針を次のとおりとします。

基本目標1 未来へ飛躍する力の基礎となる確かな学力の養成と幼児教育の充実

(1) 未来を担う子どもたちの「確かな学び」の推進

- 基礎的・基本的な知識や思考力・判断力・表現力等の確かな学力を身に付け、主体的に学習に取り組むことができるよう、学校・家庭・地域の連携と、市民の力「市原力」等を活用して、教育活動の充実を図ります。
- 小学校において、確かな学力を身に付けて中学校へと進学できるよう、小中の一貫性を踏まえた、切れ目の無い確かな教育を実践します。
- 子どもたちが、社会を生き抜く力を身に付け、将来社会の中で活躍できるよう、体験活動やキャリア教育の推進、主権者教育等によるシティズンシップ（※1）の醸成を図ります。
- 様々な要因による教育格差の再生産や固定化の解消に向けて、市と教育委員会等が連携して取り組みます。

※1 シティズンシップとは、社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度。

(2) 質の高い幼児教育の推進

- すべての子どもたちが質の高い幼児教育を受けられるよう、教育の機会拡充や質の向上を図ります。
- 自発的な活動としての遊びを通じ、心身の調和のとれた発達を支援する中で、生涯にわたる人格形成の基礎づくりや義務教育へとつながる土台づくりを推進します。

基本目標2 一人一人の個性を生かした、感性豊かな心と健やかな体の育成

(1) 豊かな心と健康でたくましい子の育成

- 「子育て4か条」、「市原の子どもの4つの約束」の定着や道徳の時間等を通じて、自他を尊重し思いやる心、人間関係を築く力、主体的に判断し行動する力等を醸成し、感性豊かな心を育成します。
- 学校、遊び、地域スポーツ等の様々な機会を通じた体力の向上を推進し、健康でたくましい子を育成します。
- 学校保健、学校給食、食育の充実等により、様々な健康課題等に適切に対応し、健康の保持増進を図ります。

(2) 青少年の健全育成

- 学校・家庭・地域と連携し、多種多様な人との交流の機会や充実した体験活動の提供、見守り活動を展開し、地域で青少年を健全に育むための環境づくりを推進します。
- 社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者に、きめ細かな支援が行えるよう、関係機関の連携強化を図ります。

基本目標3 いじめを許さない体制づくり

(1) いじめの未然防止と早期対応

- 道徳教育・体験活動の充実や「市原の子どもの4つの約束」等を通じて、豊かな情操や規範意識、他者への思いやり等を育み、いじめを発生させない風土の醸成を図ります。
- いじめを許さないという強い思いのもと、「市原市いじめ防止等のための基本方針」の理念に基づき、アンケートの実施や市・教育委員会・学校・家庭・地域等の連携、相談体制の充実等により、いじめの未然防止と早期に発見・対応できる体制の充実を図ります。

基本目標4 思い切り学べる教育環境づくりと支援体制の充実

(1) 子どもたちが思い切り力を伸ばせる教育環境づくり

- 児童生徒の学力向上や課題探求型の学習、道徳の教科化等の新たな学びにも対応した質の高い学習を実現できるよう、教員の資質能力の総合的な向上を図ります。
- 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていけるよう、学校規模の適正化を進めます。
- より効果的に確かな学力を育成するため、さらなる ICT (※2) 環境の整備を進め、協働型・双方向型の授業を推進します。

※2 ICTとは、Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。

(2) 学校の安心・安全対策の充実

- 児童生徒等の学習・生活の場である学校施設の耐震対策を推進するとともに、通学路等の安全確保に取り組みます。
- 老朽化が進む学校施設や給食施設等の長寿命化や再編、改修等に計画的に取り組みます。
- 近年の異常気象等を起因とする大規模な災害を教訓として、防災に関する教育の充実や危険に際して主体的に行動する能力を育みます。

(3) あらゆる子どもへの支援体制の充実

- 基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達等の大きな役割を担う家庭教育を支援するため、市・教育委員会・学校・家庭等の連携のもと家庭教育に関する学習機会や情報の提供等の支援を推進します。
- 児童が放課後を安心・安全に過ごせるよう、学童保育等の放課後対策を推進します。
- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システム(※3)の構築に向けて、教育内容や方法の改善充実を図ることで、すべての子どもたちが能力や可能性を最大限に伸ばせる環境づくりを進めます。
- 不登校・貧困問題・発達障がい等の様々な課題に対応するため、各種相談体制の充実を図ります。

※3 インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

基本目標5 生涯学習の機会充実と学習成果を生かせる仕組みづくり

(1) 生涯学習の機会・情報提供の充実とその成果の活用

- 市民一人一人が生涯にわたって学習することができる機会の充実を図るため、各社会教育施設が持つ機能・役割を最大限に生かせるようネットワークや仕組みを再構築し、効果的な施策の展開や市民への情報発信等を推進します。
- 学習の成果を地域活動等に有効に生かせるような仕組みづくりを行うことにより、学習への動機づけ・意欲の向上を図り、「生涯学習によるまちづくり」を推進します。
- 市民の課題解決、郷土を知るための図書や情報の提供を通じて、市原のひとづくり、まちづくりを支援します。
- 図書館と学校や読書活動団体との連携を強化し、子ども読書活動を推進します。
- 市民が安心・安全に施設を利用できる環境整備を図るため、社会教育施設の長寿命化や改修・修繕等に計画的に取り組めます。

基本目標6 多彩な地域資源を活用したスポーツの推進、歴史・文化・芸術の振興

(1) 生涯を通じたスポーツの推進

- 生涯を通じてスポーツに親しみ、健康でたくましい心と身体をつくるため、本市の特色あるスポーツ環境を生かした事業展開を図り、「する」スポーツ活動を推進します。
- スポーツに親しむための情報発信やトップレベルのスポーツに触れる機会の提供により、「みる」スポーツ活動を推進します。
- スポーツ施設の長寿命化や改修・修繕等に計画的に取り組み、市民が利用しやすいスポーツ環境を提供する「ささえる」スポーツ活動を推進します。

(2) ふるさとへの誇りと愛着を育む歴史・文化・芸術の継承と創造

- 市民がふるさと市原の歴史遺産や伝統芸能に誇りと愛着を持てるよう、文化財や地域の歴史を知り、守り、伝える施策や、魅力的なまちづくりの観点から、これらの地域資源を積極的に活用する施策に取り組めます。
- 市民が自主的に文化芸術活動を行い、その活動の輪が広がるよう、文化芸術に触れ、創作・発表する機会の充実を図るとともに、賑わいの創出や交流人口の拡大等、地域の活性化につながるような創造的文化芸術活動を支援します。

6 具現化に向けて

本大綱の基本理念の実現に向けて、市原市総合計画に大綱の施策等を反映させるとともに、各部門計画や実施計画等を通じて具体的な施策や事業の推進を図ります。

なお、本大綱は、市原市新総合計画や国の教育振興基本計画の改訂等による教育に関する施策等の変化に応じて、適宜見直しを行います。